

第 8 回 官業民営化等 WG 議事録（経済産業省ヒアリング）

1．日時：平成 17 年 10 月 5 日（水）13:30～14:00

2．場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室

3．項目：（社）発明協会に行わせている事業

4．出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、安念専門委員、大橋専門委員

○経済産業省

特許庁総務課 課長 豊永 厚志

○原主査 短い時間で恐縮ですけれども、30 分ということで、今日のテーマは発明協会に委託している事業ということでお話を伺いたいというふうに思っておりまして、30 分という時間なので、お話は 5～10 分ぐらいということで最初はお願いしたいと思います。

○豊永総務課長 特許庁総務課の豊永でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に 2 ページの資料が「調査票」という形でお届けしてあると思います。

今日、私が御説明をさせていただきますのは、発明協会に私どもから委託しております「出願適正化等指導事業」というものでございます。

これは、そもそも予算上の事業でございまして、法律に基づく事業ではないというところから入るわけですが、今日は民間開放の対象になっているという意識で来ているところがございます。

この事業の実施主体は「社団法人発明協会」になっております。

この発明協会は、全国に 600 人弱の職員がおられますけれども、そのうち 118 名が当該事業に従事されております。

ただ、当該事業に携わる職員の人件費は、時間管理になっておりますので、この人の全給与を見ているというところ、結果としてそうなる人もいるし、そうでない方も含んでいる数字でございます。

「予算額」で言えば、最近厳しい予算事情の中で、7.3 億、6.7 億、6.2 億という形で、少しずつ合理化をしてきているところでございます。

事業の中身でありますけれども、全国の中小企業もしくは個人で特許、意匠、商標といった産業財産権を出願されようというような方々にいろんな御相談に乗って差し上げる。また、特許庁は平成 2 年以降、ペーパーレス化の下でオンライン出願を受け付けておりますけれども、特に出願のお手伝いをするということを主眼にしております。

具体的には、（１）にありますけれども、各県にございます発明協会の支部に共同利用端末を置きまして、出願に係るいろんな相談に応じております。ここに助言を行う人を置いているということでありますし、弁理士さん、企業の O B の方々、大学の先生といったような専門家にお願いして、発明や考案に係るいろいろな相談事に応じていただくという

ことを行っております。

平成6年以降は、実用新案が審査主義から原則無審査主義に変わったこともございまして、そのときに、出願費用、その他で負担が大きくなる場所もございましたものですが、そうした方々の先行技術調査を事実上お手伝いするという形で、出願に関わる中小企業の方々の負担の軽減ということも図ってきてございます。

「民間開放の状況」でございますけれども、冒頭申し上げましたように、私どもは既にこれは民間に委託している事業だというふうに理解してございます。ただ、御質問の趣旨は、これが随意契約で、発明協会に委託している点かと思っております。この発明協会は、昨年、設立100周年を迎えており、この長きにわたっている知財関係の業務を幅広く行っておりますし、各都道府県に支部を持ち、9,600くらいだと思いますけれども、会員を持っていらして、地域に太いパイプがおりになるという組織だと考えており、従来からこの事業を委託してきているところでございます。

また、御要望の中には「弁理士や弁理士法人を活用した」ということがございましたけれども、知財の専門家という観点からは、私どもは当然、弁理士さんを重視しております。相談会、講習会というところでお呼びしている2,600人程度の中の1,877人は弁理士さんということで、結果、7割程度の方々の弁理士さんをお願いしており、御要望趣旨にはかなりかなっているのではないかとと思っております。

「当該事業を廃止した場合の影響」如何ということでございますが、最近、予算の観点から合理化を行っておりますけれども、中小企業を含めた知財立国の観点からは、引き続き重要な事業だと思っております。

「更なる民間開放についての見解」でございますけれども、発明協会が現状ではベストだと考えてはございますが、単に同様な能力のある団体が存在するということであれば、これは競争原理の導入ということを考えていくことが必要であろうと思っております。その際「委託事業者の予期せざる負担」と書いてございますけれども、既にリースにより導入しているパソコン、このために雇用している人の問題等々、正直申し上げて、簡単にいかないところがございます。3年内を目途に公募の実施ということへ向けて検討していきたいと考えているところでございます。

次のページは、個別の御質問ということでございますけれども、ざっくり言いますと、今の選定方法は随意契約になっております。その理由は、発明協会の長いこれまでの実績、また全国的なネットワークというものを重視したものでありますということが書いてございます。

また、同じ質問の中の2つ目のパラグラフで申し上げたいのは、あえて御質問の中に「一般競争入札」とありましたが、公募を行うということになった場合には、一般競争入札よりも、その中身をもう少し吟味できる「公募型企画競争」というような形が最近は多くとられているケースがあると承知しておりますが、こういったコストのみとは言いませんが、コスト重視の形に加えて、質の中身を見ていくようなことを行うことが適当だと思ってお

ります。

2つ目の御質問でありますけれども、これについては、全国展開しているわけでございますけれども、これを分割して行うことでもいいのではないかという御質問かと思えますけれども、私ども、そんなに大きくないこの日本、全国的にサービスを提供していくとか、ほぼ同等なサービスを提供していくことが重要だと考えてございます。そういった意味では、総体としての全国的な均質サービスを提供し、また総体として事業が効率的に展開し得るということから申し上げれば、事業管理機能の一元化、全国的な展開能力といったことから、全国を1つの事業者で担当させるということが望ましいのではないかと考えております。

私どもの説明は以上でございます。

○原主査 具体的にはかなり検討を進められているという状況にはなっておりますが「公募型の企画競争の導入」ということで、3年後ぐらいをめどということ、具体的なお話はあったわけですが、ただ、ちょっと気になりましたのが、公募型にするにしても、2つ目の個別の質問の最後のところに、全国を対象とした1つの事業所で行うことが必要というか、前提になるとすると、公募する場合も条件を多分付されるというふうに思うのですが、そのときにこのことが条件に入ってくると、やはり発明協会だけとか、こんなことが現出してこないかと思うのですが、その辺りまでは配慮なさっていらっしゃるのでしょうか。

○豊永総務課長 私どもはこれまで随意契約でやってきたというのが実態であります。正直申し上げて、そういった御懸念は事前にいただいておりますが、まじめにこの事業を全国的に展開しようとする、私どもの事務の量もお考えいただくとおわかりいただけると思いますが、何十もある事業者をマネジメントするというのは大変なことになってしまい、その部分の能力も併せて私どもは、お願いせざるを得ないと思っております。これは、たくさんの人にたくさんの機会を与えるということかもしれませんが、企画能力みたいなところは、皆さんまた個別に持ってしまうと管理部門は持っていただくのは必ずしも効率的ではないと思いますし、実際は、都道府県を超えた融通もあるわけでありまして、そういった意味では、やはり効率性を突き詰めていくと、私はあえてこんな大きくもない日本と申し上げたのは、全国1つの事業者の方が効率がいいのだろうということであり、決して発明協会への配慮から申し上げたものではありません。全国商工会議所とかいろいろな全国ネットの組織、また多くの銀行についても全国展開をしているわけで、私はあながちほっといても発明協会になるということではないと思っております。

○原主査 ほかにどうぞ。

○鈴木主査 でも、今の問題、1つだと言ったらそれでは競争形態にはならない。ある程度ほかの者を入れるという意思表示をしなければ。だから、複数の者を入れるという事しなければ、本当に門戸を開いたということには当然ならないでしょう。

要するに、全国は1だと言ったら、何人が応募しても1人だけになるということをしているのでしょ。公募というのは、応募した人たちに対して、全国を対象にしても結構

だけれども、あなたも結構です、あなたも結構ですといって、なにも全国 47 都道府県に各所に 1 個ずつつくれということを言っているのではないのですが、2 つか 3 つぐらいのものが入ってきてやり合うということにするという考えはあるのかということなのです。

○豊永総務課長 今は全国 1 つが適当だと思っています。

○鈴木主査 ということは 1 つだけだと。

そうしたら、発明協会になるでしょうねと私たちに言っているようなもので、余りからかわないでもらいたい。

○豊永総務課長 からかっているつもりはございません。

○鈴木主査 それは独善もいいところの議論です。

○豊永総務課長 これは、事業を委託する中で、やはり私どもの効率性、また全体としての業務の効率性も重要な要素だと思います。

○鈴木主査 重要な要素と言っても、いろいろなそういうようなところというのは、例えば弁護士事務所だって同じように扱わなければならない問題だけれども、それは全国に何万とあるわけなのです。そういう問題なのだから、1 個だけしか認めませんよというのだったら、それはもう何の改革にもなっていない。ただ、紙の上でどなたでも入れます、発明協会よりも優れるならと言っているだけというのは、人をからかっているとしか言いようがない。

○豊永総務課長 全くからかっておりません。それはお言葉ですけれども、全くそんなつもりはございません。

○鈴木主査 常識で考えてみなさい。2 つあってどうしていけないのですか。

2 つあって、どっちの相談にも行ってもよろしい。最もサービスのよい方に相談に行く。そのサービスのレピテーションが高まるといって、そちらに行く。それがなぜ悪いのですか。

○豊永総務課長 それは、同じ地域ですか。

○鈴木主査 同じ地域であってもいいし。どうしてそれがいけないのですか。

○原主査 事務や事業の内容というのを見ますと、(1)～(3)というふうに 3 つの業務が主というふうになっていますので、それぞれの得意分野みたいなことで事業者が現れるという可能性もあるように思うのです。だから、勿論、コストとか効率性の点から、全国 1 つというのが効率的だというふうに言われましたけれども、逆に専門性を生かす、これを分けるということも効率的な場面もあるかもしれないので、最初から全国 1 つということだけが固定した要件ということでもないように思うのです。

○大橋専門委員 今の原先生の話に関連して、どうもイメージがわからないものだから、後ほどでもいいのですけれども、例えば発明協会にしている「出願適正化等指導事業」の実績。相談だとか、あるいは先行技術調査結果の報告だとかというふうに区分して、実績について資料で提出していただきたいと思うのですが、ちなみに、またざっくり言っていると思うのですけれども、昨年、全国ベースで相談というのは何件くらいあったんですか。

○豊永総務課長 間違っていたら後で訂正しますが、相談事業としては、特許について 1

万 3,000 人ぐらいの方の相談をしております。

- 大橋専門委員 相談に来た人という意味ですか。
- 豊永総務課長 来た人です。

これ以外に、商標相談会という形で 700 人ぐらいいらっしゃいますので、1 万 3,000 ~ 4,000 人 ぐらいの間だと思います。

実際の出願の御指導をしたという件数が 5 万 712 件だと思います。

先行技術調査の件数は、2,861 件です。間違っていましたら訂正しますが、手元の資料ではそういうことかと思っています。

- 原主査 これは全部無料ということですね。
- 豊永総務課長 無料になってございます。
- 原主査 この予算範囲内で、無料でやっている。
- 安念専門委員 だれにしてもらうかという問題と、もう一つ、そもそも中長期的に続ける必要があるかという別の問題があると思うのですが、後者の問題について言えばいかがなのでしょう。本来は、マーケットの中で弁理士とか弁護士とか技術コンサルタント、あるいはサーチ業者という人が低廉によりサービスを提供していれば、国の予算を使う必要はない、あるいはそんなに使う必要はないというものだと思うのです。

弁理士もかなり急速に数が、まさに特許庁の御政策でもあるわけだけども、膨張していて、彼らとしても将来の仕事を確保しなければいけないわけだから、有望なベンチャーや中小企業については、最初のうちは安くても、だんだんと出願が将来あるという楽しみのあるところであれば、最初の委任者のところは安くても、あるいは出血でもやろうという人も増えてくるのではないかと思いますので、さて、果たして中長期的には続けていかなければならないものか、いささか疑問ではあるまいかと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

- 豊永総務課長 どこまで中小企業対策、地域対策をするかということかと思っています。

この背景には、やはり特許庁のペーパーレス化、オンライン化というのがあるわけで、その定着度というのが非常に重要な指標になるかと思っておりますが、予算の推移に見るように、私どもはこれを拡大していくというよりは、必要最小限にしていき、有料な世界にボタンタッチしていくことが望ましいのだろうと思っております。

実際にこの予算の中でお願いしている方々も弁理士さんが大勢いらっしゃるというのは、まさにそういうことかと思っております。実際に相談の後、数は把握していませんけれども、弁理士さんのところに行かれる方もきっといらっしゃるのではないかとともに思います。

- 安念専門委員 それはいいルールになっているのですか。

わりと弁護士の法律相談などは、本格的に受けるのはだめというルールであるのが普通なわけです。

○豊永総務課長 そこは確認していますが、禁止しているとも聞いていないので、私どもは今、聞かれればそれをだめと言うつもりもありません。恐らく弁理士会さんの方で制約

という可能性はあるかもしれませんが、私どもの方からはないと思います。

事業をどうするかということなのですけれども、実は 18 年度概算要求の中には、実用新案についての先行技術調査を廃止する方向で考えております。

○安念専門委員 出願自体がもうないですからね。

○豊永総務課長 はい。これは、もう 1 万件を切って 8,000 件。ただ、最近の制度改正により、平成 17 年度は 1 万件程度まで増える見込みでありますので、無視はできないのですけれども、平成 6 年に始めてから 10 年ぐらい経ったということから、この実用新案についての先行技術調査は廃止せざるを得ないかなと思っております。

したがって、ワンストップで、先ほどの業務を縦に割るというお話もありましたけれども、そこに来られた方が出願をする前にいろんな相談に来られた。またそこで出願する過程で疑問が生じたという意味でのワンストップ化を期待するところは正直ございまして、実用新案はここで受け付けたものを、東京のサーチャーという人たちに送って、またそこでお返しするというサービスだったのですが、そこについて合理化を図っていく過程では(1)(2)が残っていく。この業務が私は 1 つのところで提供できる方が合理的なのではないかと考えておりますので、原委員の先ほどの御質問については、引き続き一体的なサービスを提供する方が望ましいのではないかと考えているということになりますが、全体は安念先生のおっしゃるように、いつまでも無償のサービスということではないのではないかと、どこまでが中小企業という名の下で求められるサービスかということだと思っています。

○大橋専門委員 今の安念先生のお話に関連して、この指導事業の中期的な必要性を占う材料として、先ほど私がお願いした実績について資料として出していただきたいと思うのですが、その際には、過去 3 年ぐらい、予算的には 16 年以前も手当てがされていたのですか。

○豊永総務課長 してまいりました。

○大橋専門委員 だから、その 3 年なり 5 年なり、過去のトレンドを少し知りたいので、そういう意味で 5 年ぐらいの期間をとって資料をつくっていただきたいと思います。

○豊永総務課長 わかりました。

○鈴木主査 もう一つある。

交通安全協会というのが同じようにやっていて、省庁の代わりをやっているのですね。この問題と類似の点があって、言ってみたら、特許庁の手足のような形でやっている。特許庁の分身であるということはほぼ間違いのない話で、だからこそ、八十何億の予算中の約 50% 以上は補助金でやっているわけですね。そういう問題があるのだが、それを独占にさせておくと、弊害がいろいろ出てくる問題なのだから、複数に分けるとか専門に分けるとかいう事をもう考えないともたない時期にきているのではないかと私は思います。いつまでもそういう形では、巨額の補助金ではやれない。そこら辺を少し考え直さないといけないと思うのです。

要するに、特許庁の職員の第2の就職先であるとか、人事交流もあるのでしょう。そのような形の批判というもの、そして独占でというもの。独占は腐るという問題というのは付いて回るのではないかとするので、そもそも1つだということを基本だというのは、少し考え直さないと、システムとしてもたないのではないかと感じると思いますので、さっきのあくまでも譲りませんという考え方はそろそろ考え直すべきだと思います。

○原主査 人事交流があるかどうか、先ほど大橋先生がおっしゃられたようなものの資料にくっ付けて提出をしていただきたいということと、次回ですけれども、次のステップということについては、3年後をめぐりにひとつ検討していってほしいのですが、こちらの意見としては、またその次のステップ、この事業そのものをどう考えるのかということを考えていますので、こちらとしては検討を継続をして深めていっていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○豊永総務課長 抽象的な御指摘だったので、ご趣旨を理解しているか分かりませんが、機械のリース、実際に採用されている人たちのことを考えると早急にはできないところもありますけれども、是非、そういった方向で進めたいと思っておりますが、原先生のおっしゃったその先ということが鈴木先生のおっしゃることであれば、私はお金を支出する特許庁の最小予算で最大効果ということ、全国のユーザーという観点から考えると、事業者の機会というよりももう少し大事な視点があるのだと思っております。そういう意味では、ここに書いてある方針を是非、御理解賜ればと思っております。

○原主査 また、今後も意見交流をさせていただきたいというふうに思います。

とりあえず今、よろしいですか。

○豊永総務課長 これでも結構いろいろな議論をしてここまでたどり着いています。

ここに至るまでも、ものすごく苦しかったのです。

よろしくお願いします。

○原主査 御苦労様でした。